

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成23年10月20日(2011.10.20)

【公表番号】特表2011-524837(P2011-524837A)

【公表日】平成23年9月8日(2011.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2011-036

【出願番号】特願2011-514206(P2011-514206)

【国際特許分類】

B 6 0 C 11/04 (2006.01)

B 6 0 C 11/03 (2006.01)

B 6 0 C 11/13 (2006.01)

【F I】

B 6 0 C 11/04 F

B 6 0 C 11/03 Z

B 6 0 C 11/04 H

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月20日(2011.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

赤道面(X-X)の両側に対称に配置された領域(L)において、タイヤの円周の伸張方向に繰り返し反復された第1のモジュール(14)を含むトレッドパターンを有するトレッドバンド(8)を含む自動二輪車用タイヤ(100)であって、前記第1のモジュール(14)が：

前記赤道面(X-X)に対して向かいあって配置されるように傾斜した少なくとも2つの第1の縦溝(18、19)と；

少なくとも1つのブロック(50)を画定するように前記2つの縦溝(18、19)と交差するように設計された少なくとも2つのほぼ横方向の溝(15、16)とを含み；

前記領域(L)が、前記トレッドバンド(8)の幅の20%～65%の軸方向幅および少なくとも0.20に等しい固体／空隙比を有し；

前記トレッドパターンが、周方向において前記モジュールの少なくとも1つの端部を画定する、前記トレッドバンド(8)の幅全体にわたって延在する少なくとも1つのほぼ横方向の連続部分(51)も有するタイヤ(100)。

【請求項2】

前記モジュール(14)が、前記第1の縦溝(18、19)とともにさらなるブロック(50)を画定するさらなる横溝(17)を含む、請求項1に記載のタイヤ(100)。

【請求項3】

前記横溝(15、16、17)が折れ線に沿って配置される、請求項1または2に記載のタイヤ(100)。

【請求項4】

前記横溝(15、16、17)が、前記トレッドバンドの幅の少なくとも50%にわたって軸方向に延在する、請求項1～3のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項5】

前記横溝(15、16、17)の少なくとも1つが、前記2つの縦溝(18、19)間

に頂点(29)を形成するように折れ線に沿って配置される、請求項1～4のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項6】

前記横溝(15、16、17)が、前記2つの縦溝(18、19)間に各頂点(29)を形成するように折れ線に沿って配置される、請求項1～5のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項7】

前記頂点(29)が全て、赤道面X-Xに対して、軸方向に同じ向きに間隔を空けて配置される、請求項6に記載のタイヤ(100)。

【請求項8】

前記頂点(29)が全て、周方向に同じ向きに向けられる、請求項6に記載のタイヤ(100)。

【請求項9】

同じモジュール(14)の前記頂点(29)が、赤道面(X-X)に対して、周方向に連続した幾何学形状のモジュール(14)の前記頂点(29)に軸方向反対側に位置する、請求項5、6、8のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項10】

前記横溝(15、16、17)が、前記トレッドバンドの前記軸方向外側縁部に向かって広くなるように、その伸張に沿って可変の幅を有する、請求項1～9のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項11】

各縦溝(18、19)が、前記タイヤの周方向の伸張の少なくとも5%に等しい縦方向の伸張を有する、請求項1～10のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項12】

前記2つの第1の縦溝(18、19)が、赤道面X-Xに対して15°以下の傾きを有する、請求項1～11のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項13】

前記2つの第1の縦溝(18、19)が、赤道面X-Xに対して異なる傾きを有する、請求項12に記載のタイヤ(100)。

【請求項14】

前記2つの第1の縦溝(18、19)の一方が、残りの縦溝を超える縦方向の伸張を有する、請求項1～13のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項15】

前記第1の縦溝(18、19)の少なくとも一方が、その伸張に沿って可変の幅を有する、請求項1～14のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項16】

前記モジュール(14)が、前記縦溝に対して軸方向外側であり、かつ赤道面X-Xと前記トレッドバンドの前記軸方向外側縁部との間の中間領域に位置する少なくとも1つの第2のほぼ縦方向の溝(21、22)を含む、請求項1～15のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項17】

前記第2のほぼ縦方向の溝(21、22)が、赤道面X-Xに対して11°未満の傾きを有する、請求項16に記載のタイヤ(100)。

【請求項18】

各モジュール(14)が、赤道面X-Xに対して、周方向に連続した前記モジュール(14)と対称である、請求項1に記載のタイヤ。

【請求項19】

さらなるほぼ横方向の溝(23)が、前記部分(51)において2つの周方向に連続したモジュール(14)間に設けられる、請求項1に記載のタイヤ。

【請求項20】

前記ほぼ横方向の溝（23）が、赤道面X-Xから前記トレッドバンドの前記軸方向外側縁部に向かって、赤道面X-Xに対する傾きが増大する3つの部分（31、32、33）を形成するように、折れ線に沿って配置される、請求項19に記載のタイヤ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0094

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0094】

横溝15、16、17の赤道面の近くにおける頂点29は全て、同じ周方向に向けられる。